

進路だより

群馬県立しろがね特別支援学校

6・7月合併号

令和6年7月19日発行

◆ 高等部1年生進路ガイダンスが行われました!!

5月23日(木)に高等部1年の生徒と保護者を対象に、進路ガイダンスが行われました。

進路指導主事が「高等部卒業後の進路先とこれからの学校生活」について話した後、株式会社ワークミモザ就労継続支援B型事業所ワークミモザ 代表 井上 淳一 様より、「働くにあたり身につけておきたいこと」と題して御講演をいただきました。就労支援施設の概要や実際に働く様子、報告や相談の必要性など、働くことに対して、幅広く学ぶ良い機会となりました。

保護者の方にも5名参加いただきました。ありがとうございました。生徒の卒業後の生活を考える材料の一つとしていただけたらと思います。



◆ 第1回校内・校外就業体験

5月27日(月)～6月7日(金)まで、高等部の第1回校内・校外就業体験が行われました。1年生にとっては初めての校内就業体験でした。準備の仕方や挨拶、報告、連絡の仕方などを各工場で学習し、実際の作業の中で実践を行いました。1時間の立ち仕事を行う工場もあり、疲れた様子の見られる生徒もいましたが、2週間の中で成長していく姿が多く見られました。また、校外就業体験では、多くの事業所で体験を行うことができました。就業体験での経験は、それぞれの課題を把握して、今後の作業や就業体験の中で改善していくための良い機会となりました。

中学部では6月3日(月)～7日(金)まで、校内就業体験が行われました。今年度初めての校内就業体験でしたが、真剣に作業に向き合う姿やしっかり報告をする姿などが見られました。慣れない活動ではありましたが、1週間頑張ってやりきることができました。今回の就業体験で学んだことを今後の生活や第2回の就業体験につなげてほしいと思います。



高等部の校内就業体験の様子



中学部の校内就業体験の様子

◆ 福祉サービス事業所等の利用申込の流れ(高等部3年生対象)

学校 8月末まで	卒業後に福祉サービス事業所の利用を希望する生徒が、7月の時点でどの事業所を希望しているのかを調査し、各事業所に連絡をします。それに伴う、 利用見込アンケート を取ります。 *第1希望の事業所に利用が決定するものではありません。 *見学したい事業所があれば、担任や進路指導主事に遠慮なく御相談ください。
保護者 9月2日から 11月8日まで	居住地の市町村福祉課の「 利用申込書 」に希望する事業所の施設名や利用サービスを記載し、申込をします。希望事業所は3か所までです。入所支援を希望する場合も「 支援施設等入所申込書 」の提出をします。 *申込書については、学校からお配りいたします。
市町村の福祉課 *障害支援区分認定について	提出された「利用申込書」に基づき、市町村が各事業所に申込書を提出します。 *利用する本人について、80項目の障害支援区分認定を行います。市町村によって実施方法や時期が異なりますので、各市町村福祉課にお尋ねください。
各サービス支援事業所	12月中旬をめぐり、事業所から受入状況が市町村に連絡されます。その後、市町村から保護者と学校に受入の状況が連絡されます。

サービス支援事業所を決定するときや、利用事業所が決定した後の支援などの計画を立てる際、**相談支援事業所の相談員の協力が必要**です。早い段階で市町村の福祉課に相談をするとともに、相談支援事業所を決めておいてください。

◆ 高等部第2回校外就業体験(9月実施)について

【 福祉サービス事業所で実習する場合 】

- ① 7月下旬までに県内の学校間で実習先の調整を行い、その後2学期の実習を受入れてもらえるかどうか事業所に確認をします。
- ② 受入の確認ができたなど、担任から家庭に実習の打合せ日時について連絡をします。担任と打合せ日時などを決めてください。
- ③ 打合せは、8月中に行います。出勤時間や退勤時間、昼食代の支払い方法などを確認します。

【 会社等で実習する場合 】

- ① 進路指導主事が実習先に連絡をし、受入の確認をします。
- ② 担任から家庭に見学や実習の打合せについて連絡をします。担任と見学や打合せ日を決めてください。通勤練習の日も決めます。
- ③ 打合せは、8月中に行います。通勤方法や出勤時間や退勤時間、昼食代の支払い方法などを確認します。

上記はおおよその流れです。御承知おきください。